

# 蔵持地区自主防災隊防災計画

被災者支援、J期予者支援J校コ害災る体関コ返献料難、お面情災湖本

1. 目的  
情ひ基料 **蔵持地区防災計画** 蔵持地区  
定め、風水害・地震等の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止すること  
を目的とする。

2. 活動実施計画  
解意の取組ま自しおしお解意の取組ま自しおしお解意の取組ま自しおしお解意の取組ま自しおしお

- 以下に示す事項を重点として実施することとする。
- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及及び教育に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 情報の収集・伝達に関すること。
  - (5) 出火防止、初期消火に関すること。
  - (6) 救出・救護に関すること。
  - (7) 避難・誘導に関すること。
  - (8) 給食・給水に関すること。
  - (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

知野員S 早A1京平

3. 防災組織の編成及び任務
- (1) 防災隊は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災隊規約「第4条」及び「第9条」に示す防災組織を編成する。
  - (2) 地区(地域)支部長は、防災隊規約「第4条」に示す防災組織を編成し「第5条」(4)項及び本計画により地区(地域)の防災の任務を担任するものとする。

4. 指揮・命令  
防災隊及び地区(地域)支部は、名張市災害対策本部が開設された場合、蔵持地区自主防災隊規約に関わらず名張市災害対策本部(長)の指示により行動するものとする。

日 18 員 S 早 A1 京平  
※ 別紙「指揮命令系統図」参照

## 蔵持地区自主防災隊

防災隊は、災害に関する知識を高め防災計画の実施を行う等、地区(地域)の災害(命懸けの取組)！ 地区防災会議(区長会実施時)を開催するものとする。なお、地区(地域)支部長は、地域住民の防災知識を高めるための普及教育を実施するものとする。

※ 参考資料「災害に備えて」  
(1) 普及教育の内容

本防災計画は、蔵持地区に関わる災害に対し災害を予防し、災害応急対策をたて、災害が発生した場合早期に行動し、地域住民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とします。

地域住民の皆さんが「私たちの街は私たちが守る」という自主防災の意識をもって行動することが最も重要なことで、被害を最小限に止めることとなります。

平成14年 2月作成

平成13年3月31日

蔵持地区自主防災隊

(蔵持地区区長会)



# 蔵持地区自主防災隊防災計画

## 1. 目的

この計画は、名張市防災計画に基づき蔵持地区自主防災隊の活動に必要な事項を定め、風水害・地震等の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2. 活動実施計画

地区(地域)支部長は、前項の目的を達成するため次の事項について計画するものとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難・誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

## 3. 防災組織の編成及び任務

- (1) 防災隊は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災隊規約「第4条」及び「第8条」に示す防災組織を編成する。
- (2) 地区(地域)支部長は、防災隊規約「第4条」示す防災組織を編成し「第6条」(4)項及び本計画により地区(地域)の防災の任務を担任するものとする。

## 4. 指揮・命令

防災隊及び地区(地域)支部は、名張市災害対策本部が開設された場合、蔵持地区自主防災隊規約に関わらず名張市災害対策本部(長)の指示により行動するものとする。

※ 別紙「指揮命令系統図」参照

## 5. 防災知識の普及教育

防災隊は、災害に関する認識を高め防災計画の見直しを行う等、地区(地域)の災害を防止するため、年1回地区防災会議(区長会実施時)を開催するものとする。なお、地区(地域)支部長は、地域住民の防災知識を高めるための普及教育を実施するものとする。

※ 参考資料「災害に備えて」

- (1) 普及教育の内容



- ① 防災知識及び防災計画に関すること
- ② 風水害・地震・火災等の知識に関すること
- ③ 地区周辺環境に応ずる防災知識に関すること
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- ⑤ その他防災に関すること

(2) 普及教育の方法

- ① 広報誌・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配付
- ② 座談会・講演会・映画等
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時間

防災週間、春季・秋季火災予防運動週間及び防災関係諸行事等の場を活用するほか随時計画的に実施するものとする。

6. 防災訓練

風水害・大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火作業、避難等を迅速かつ的確にするために個別訓練及び総合訓練を行うものとする。

(1) 個別訓練及び総合訓練

防災隊規約第3条(3)項に示す事項の訓練を個別訓練とし、2つ以上の個別訓練を組合せて行う訓練を総合訓練とする。

(2) 訓練計画及び実施時期

地区(地域)支部長は、計画を作成し春季・秋季の火災予防運動週間及び防災週間等を活用し防災訓練を行うものとする。

7. 情報の収集伝達・報告

災害防止の適切な応急措置のため、災害の被害状況を迅速かつ正確に収集し、確実な情報の伝達・報告を行わなければならない。

※ 別紙「災害状況報告書」参照

(1) 収集伝達

地区(地域)支部長は、地域内の災害情報及び防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、必要と認める情報は地域住民、防災関係機関等に伝達する。また、収集した情報は「指揮命令系統」により報告するものとする。

(2) 収集伝達の方法

有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

(3) 報告要領

地区(地域)支部長は、地域内の被害状況等を「災害状況報告書」により報告するものとする。なお、緊急を要する災害状況については名張市災害対策本部に「災害状況報告書」を提出するとともに防災隊(長)に報告するものとする。

8. 災害防止対策活動



蔵持地区は、名張川の本流、シャックリ川、三谷川の支流、集落地の後背地は地形が急峻な斜面・崖、高台には団地が造成され、台風・豪雨等による風水害、地震による倒壊・火災等の災害が予想されこれ等の災害に対する防止対策が必要である。

地区(地域)支部長は、災害の予想される地域の災害発生の状態を想定し、災害予防及び災害復旧対策を計画するとともに復旧のための器材等を備蓄するものとする。

※ 別紙「災害が予想される地域」参照

#### (1) 河川増水等に対する災害対策

- ① 名張川・シャックリ川流域の堤防・道路の決壊、橋梁の流失、家屋の流失・浸水、流域一体の浸水・冠水等の災害
- ② 三谷川流域の堤防・道路の決壊、流域一体の浸水・冠水等の災害
- ③ 峡谷山地の土石流、鉄砲水等の災害
- ④ 山地・崖・土砂崩れ等の災害
- ⑤ 用水路・側溝の増水による浸水・冠水等の被害

#### (2) 地震に対する災害対策

- ① 家屋の倒壊・火災等の災害
- ② 山地・崖・土砂崩れ等の災害
- ③ 道路の決壊・寸断・陥没等による交通遮断等の被害
- ④ 河川の堤防決壊による流域一体の浸水・冠水等の被害

### 9. 出火防止及び初期消火対策

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となる。地区(地域)支部長は、地域内の各家庭に対し災害発生時の出火防止のための指導教育を徹底し、消火用施設及び設備の点検整備を行い、火災が発生した場合迅速な消火活動ができるよう初期消火資機材等を常備するものとする。

#### (1) 出火防止対策(点検整備)

- ① 消火設備・器具の整備及び周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 建物等の危険箇所の状況
- ⑤ その他可燃物等の放置状況

#### (2) 初期消火対策(消火資機材等)

- ① 動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、防火バケツ、消火砂等の常備
- ③ 貯水槽・プール等の状況確認

### 10. 救出・救護

#### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により被災している者がある場合、地域住民及び現場付近



の者は協力して被災者の救出・救護を積極的に行うものとする。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護にあたったものは、負傷者の応急手当を行い医師の手当を要する負傷者については、医療機関及び応急救護所に搬送するものとする。

(3) 防災関係機関の出動要請

防災隊長及び地区(地域)支部長等は、危険の伴う救出・救護作業については防災関係機関に出動を要請するものとする。

11. 避難対策

台風・豪雨、地震等による家屋の倒壊・延焼等による災害が拡大し、地域住民の人命に危険が生じ又は危険が生じるおそれがある場合、名張市災害対策本部長の命令により住民の避難・誘導を行うものとする。

※ 別紙「避難場所・避難施設」参照

(1) 避難・誘導の指示

名張市災害対策本部長の避難命令が出されたとき若しくは防災隊長が必要と認めた場合には、地区(地域)支部長に対し地域住民の避難・誘導を指示するものとする。

(2) 避難・誘導の実施

地区(地域)支部長は、名張市災害対策本部長の避難命令及び防災隊長の避難・誘導の指示に基づき、地域住民を指定された避難所に誘導し住民の安全を確保するものとする。

(3) 地域住民の人命に危険が緊迫し緊急を要する場合は、地区(地域)支部長等の判断において対応し、住民を安全な場所又は指定された避難所に誘導し、住民の安全を確保するとともに、その結果を速やかに名張市災害対策本部及び防災隊本部に報告するものとする。

(4) 避難経路及び避難場所

名張市災害対策本部長が指定する避難経路及び場所、防災隊長及び地区(地域)支部長が指定する安全な経路及び場所とする。

12. 給食・給水

地区(地域)に指定された避難場所における給食・給水活動は次により行う。

(1) 給食の実施

地区(地域)支部長は、名張市災害対策本部から支給された食料、地域内の家庭又は米穀販売業者等から提供を受けた食料等を被災者に支給するとともに炊き出し等により給食活動を行うものとする。

(2) 給水

地区(地域)支部長は、名張市災害対策本部から提供された飲料水、水道・井戸等により確保した飲料水により給水活動を行うものとする。



13. 防災資機材等

防災資機材の確保及び管理は、名張市災害対策本部の備蓄計画によるほか地区(地域)支部長の計画によるものとする。

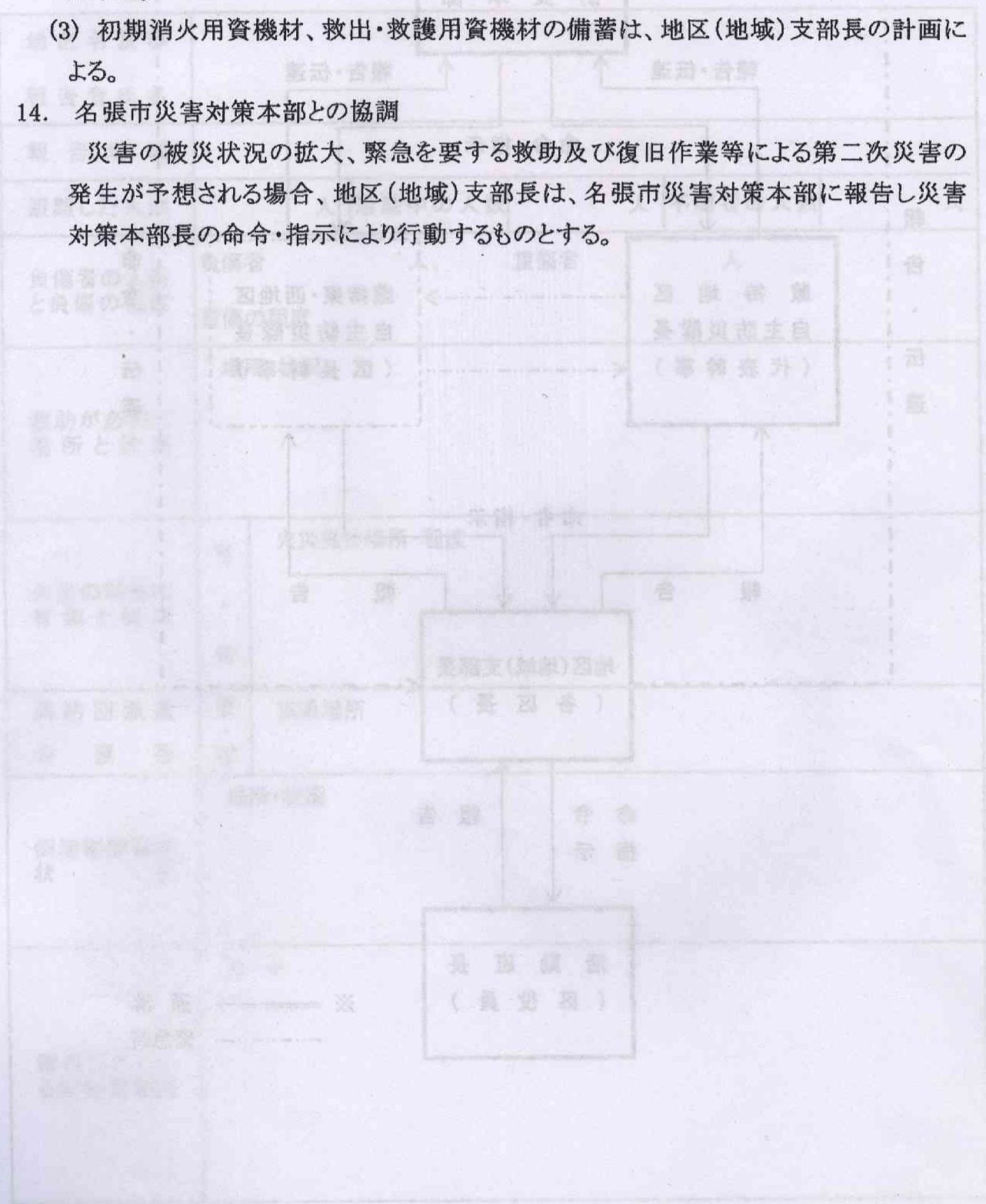
(1) 備蓄物資(乾パン、毛布、敷物等)は、名張市災害対策本部長に要請するものとする。

(2) 連絡用資機材(携帯用無線機等)は、区長に貸与されている携帯用無線機等を活用する。

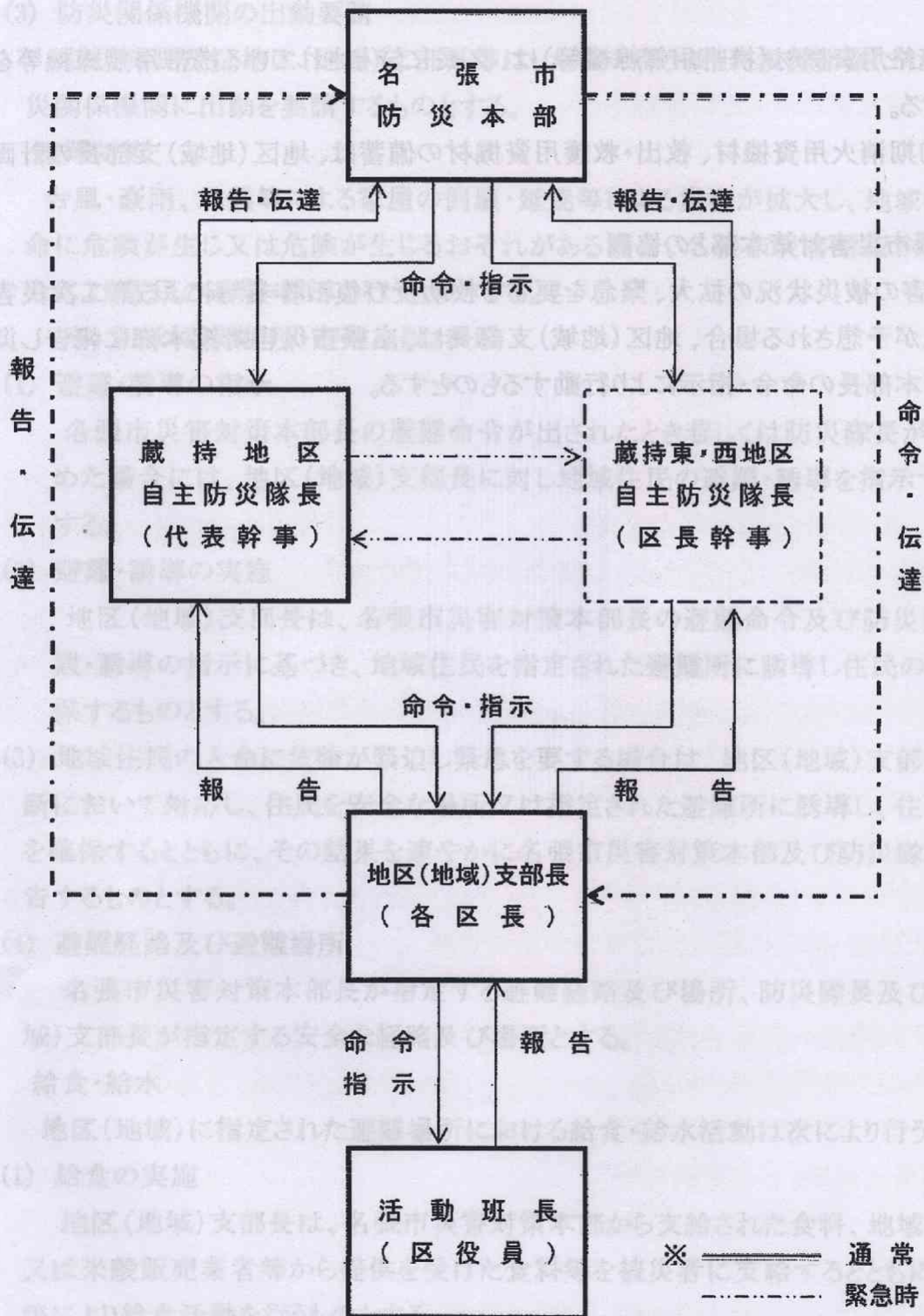
(3) 初期消火用資機材、救出・救護用資機材の備蓄は、地区(地域)支部長の計画による。

14. 名張市災害対策本部との協調

災害の被災状況の拡大、緊急を要する救助及び復旧作業等による第二次災害の発生が予想される場合、地区(地域)支部長は、名張市災害対策本部に報告し災害対策本部長の命令・指示により行動するものとする。



# 指揮・命令系統図





平成 年 月 日

# 災害状況報告書

報告時間：午前・午後 時 分

蔵持地区自主防災隊長 殿

地区名及び 報告者氏名					
報告地域					
避難した人数	人	活動中の人数	人	不明者の人数	人
負傷者の人数 と負傷の程度	負傷者 人、 重傷者 人 重傷の程度				
救助が必要な 場所と状況	場所・状況				
火災の発生の 有無と程度	有 ・ 無	火災発生場所・程度			
消防団派遣 の要否	要 ・ 否	派遣場所			
倒壊家屋等の 状況	場所・状況				
確保できている 安全避難路	ルート				